

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

道路交通法72条1項前段における救護義務違反罪の
検討：
東京高判令和5年9月28日LEX/DB25573112をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2026-04-04 キーワード: 作成者: 甘利, 航司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002002044

道路交通法72条1項前段における 救護義務違反罪の検討

——東京高判令和5年9月28日
LEX/DB25573112 をめぐって——

甘 利 航 司

- 1 はじめに
- 2 本件事案と判旨ならびに付随する各刑事裁判例
 - (1) 本件の事実関係
 - (2) 1審判決＝本判例原審（長野地判令和4年11月29日 LEX/DB25596860）
 - (3) 控訴審判決＝本判例（東京高判令和5年9月28日 LEX/DB25573112）
 - (4) 本件事案に付随する各刑事裁判例
- 3 検 討
 - (1) 法72条1項をめぐる従来の判例
 - (2) 法72条1項の「直ちに」に関する判例・学説
 - (3) 法72条1項の「直ちに」に関する半谷恭一と平野龍一の異説
 - (4) 東京高判平成29年による新たな議論の定立
 - (5) 法72条1項の法的性質論
 - (6) 真正不作為犯における義務との関係
- 4 補論・報告義務違反罪の問題
- 5 おわりに

1 はじめに

道路交通法（以下、「法」とする）72条1項前段は、交通事故が発生した場合に、運転者等に「直ちに」負傷者に対して救護等をすることを求めている。

り、法は、その違反に対して刑事罰で対処している。この救護義務違反罪に関して、東京高判令和5年9月28日 LEX/DB25573112（以下、「本判例」とする）は、注目すべき判断を示した。同事案の詳細は、次に述べるが、自動車を運転していた被告人が、横断歩道を横断中の15歳の男性をはねたが、被害者を発見できないでいるなかで、飲酒の事実を隠ぺいするため、近くのコンビニエンスストアで口臭防止用品を購入し、その後、現場に戻り、被害者の救護活動等を行ったという事案につき、救護義務違反罪を認めなかったのである。

筆者は、本判例につき、簡単ではあるが解説を書いた⁽¹⁾。しかし、その後、本判例における被告人の弁護を担当された⁽²⁾ 弁護人による解説が⁽²⁾ 公刊され、そして、何より、筆者の判例評釈執筆時には不明であった、1審（の示す事実関係や判旨）が LEX/DB で公刊されるに至った（以下、1審判決を「本判例原審」とする）。また、本判例が出されるまで、本件事案は、複雑な刑事裁判の経過を経ているところ、そういった各種裁判例（の示す事実関係や判旨）も詳らかにされた。弁護人の明晰な解説により、筆者が誤解している点を理解することができ、そして、事実関係が明快になったため、提示できる議論もより広範囲になったといえる。

以上のような事情に加えて、筆者は、本判例の解説をもとに研究会にて報告を行う機会を得、そこでは、筆者の見解に賛成する立場があり、そして、当然ではあるが、明確に反対の意を示す立場も示された。また、それ以外で

(1) 甘利航司「道路交通法72条1項前段における『直ちに』の意味」『新・判例解説 Watch 34号』（2024年）195頁以下。同シリーズの評釈は、最初は、TKC社のホームページ上で掲載される（ロー・ライブラリー 新・判例解説 Watch）。本判例評釈は、そのホームページ掲載直後において、信濃毎日新聞の2024年3月23日朝刊にて、詳しく紹介して頂いた。

(2) 廣瀬健太郎＝大西啓文「刑事弁護レポート 道路交通法違反被告事件 救護義務違反を否定し、逆転無罪とした事例」季刊刑事弁護118号（2024年）67頁以下。弁護人は、意見書を著名な刑事法研究者に依頼している。同研究者による、主に手続法的側面に関して述べる解説として、白取祐司「コメント 公訴権濫用(論)を認め得る事案」季刊刑事弁護118号（2024年）71頁以下。

も、筆者の考えに御意見を下さる方もいた。

そのため、筆者なりに、本判例について再度検討をしたいと考えている。この作業により、本稿（そして本号）の献呈される、門廣乃里子先生から受けてきた日々の御教授に対する感謝の意を示したい。

2 本件事案と判旨ならびに付随する各刑事裁判例

(1) 本件の事実関係

本判例の検討の前提となる事実関係は、大要以下のとおりである。⁽³⁾

被告人は、平成27（2015）年3月23日午後10時7分頃、友人らと飲酒した直後に車を運転し、時速70ないし80キロメートルで走行中、長野県佐久市の交通整理の行われていない交差点において、横断歩道上を歩行中のA（当時15歳）に自車を衝突させ、Aを右前方約44.6m先の歩道上にはね飛ばす交通事故を起こした。

被告人は、衝突地点から約95.5m先で自車を停止させて降車し、車を人に衝突させたと考え、衝突現場付近に向かい、10時8分頃、現場である横断歩道付近で靴や靴下を発見し、その後約3分間、付近を捜すなどしたが、Aを発見することができなかった。

その間に、被告人は、通行人から「どうしたんですか」、「救急車呼びましたか」等と問われ、「人をひいちゃったみたい」、「靴だけあるのに人が見つからない」等と答えたが、ズボンのポケット内に所持していた携帯電話で警察や消防に通報することはなかった。

被告人は、自車を停止させた場所まで戻り、10時11分52秒頃、ハザードランプを点灯させた後、警察に飲酒運転がばれないように酒の臭いを消すものを購入しようと考え、停止時点から約50.1m移動し、10時12分17秒頃、コン

(3) 以下の内容は、あくまでも本判例原審と本判例の判決文から読み取れる事実関係に絞っている。その他の事実関係は、後掲の裁判例を参照。

コンビニエンスストアに入店し（この間、被告人は友人と電話で会話し、人をはねた旨述べている）、口臭防止用品「ブレスケア」を購入し、退店後の10時13分0秒頃、これを服用し、衝突現場に向かった。

通行人が、衝突地点から約44.6m離れた時点で倒れていたAを発見し、10時14分頃、警察に通報した。被告人は、通行人が通報している間に、Aに駆け寄り、人工呼吸をするなどした。その後、被告人の友人が現場に到着し、10時17分頃、消防に119番通報した。10時31分、警察官が現場に到着し、警察からの質問に対し、被告人は自分が加害者であることを告げた。

次の(2)(3)において、以上の事実関係に基づいて、本判例原審と本判例がどのような判断をしたかをみてみたい。

(2) 1 審判決 = 本判例原審

(長野地判令和4年11月29日 LEX/DB25596860)

法72条は、交通事故があったときに、車両の運転者等や警察官に、「交通事故の負傷者の救護を行わせる」とともに、交通秩序の回復のため必要な措置を講じさせ、「もって被害の増大と危険の拡大を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的としている」。このような趣旨からは、救護義務及び報告義務を「直ちに」尽くすよう命じているのは、「運転者が救護等の措置以外の行為に及ぶことをよって救護等の措置を遅延させることは許されないという意味に解される」。

被告人は、約3分間、被害者を探すなどしており、この時点までは救護義務を尽くそうとしていた。しかし、その間、通行人から救急車等を呼んだか等指摘されても、警察や消防に連絡せず、その後、被害者を発見できず救護義務が完了しない状態のまま、誰にも断らずに現場を離れ、警察官に飲酒運転の事実が発覚することをおそれ「ブレスケア」を購入して服用している。

被告人が「ブレスケア」を購入するためにコンビニエンスストアに赴いた時点で、交通事故を発生させた当事者として、「救護義務や報告義務を『直ちに』尽くすことよりも、自分の犯した罪が少しでも軽くなるよう飲酒

事実の発覚を回避するための行動を優先させた」。それが、2、3分間にとどまり、場所的にも数十メートル程度であったとしても、交通事故を発生させた当事者が救護義務及び報告義務を尽くすことと、このような発覚回避行動を取ることは、「内容や性質からみて対極の行動であり、前者より後者を優先させる意思決定を行動に移した時点で、前者の救護義務及び報告義務の履行と相容れない状態に至ったとみるべきである」。

たしかに、「道路交通法72条に規定する救護義務及び報告義務を『直ちに』尽くしたといえるかどうかは、時間的場所的な離隔の程度のみならず、当該事案全体を〔みて〕様々な事情を総合的に考慮して個別具体的に判断すべき」である。被告人が衝突現場から離れた時間も距離もわずかであり、ブレスケア服用後には救護義務及び報告義務を尽くそうと考えていた可能性がある。しかし、事故を発生させた張本人であるにもかかわらず、「一旦は救護義務を尽くそうとはしたものの、被害者発見未了のまま衝突現場を離れ、飲酒運転の発覚防止を企図した行動を優先させた」のであり、その後に救護義務及び報告義務を尽くしたとしても「直ちに」なされたとはいえない。

なお、事故を起こした運転者が報告すべき事柄には、死傷者の数や負傷者の負傷の程度も含まれる。報告義務を課した趣旨が、警察官をして、速やかに道路における危険を防止させ、交通の安全と円滑を図ることであるため、「運転者は、被害者が未発見なのであればその旨を『直ちに』警察官に報告すべきであって、被害者発見までの不作為は報告義務違反とならないとの主張は…採用できない」。

以上のように述べて、本判例原審は、被告人に懲役6月（実刑）を言い渡した。このことに対して、被告人による控訴がなされた。

(3) 控訴審判決 = 本判例

(東京高判令和5年9月28日 LEX/DB25573112)

「飲酒事実の発覚を回避する意思是…救護義務を履行する意思とは両立するものであって背反するものではなく、上記発覚回避行動に出たからといっ

て救護義務を履行する意思が否定されるものではない」。「被告人は、救護義務を履行する意思の下に直ちに被告人車両を停止して被害者の捜索を開始し、被害者が発見された後は実際に救護措置を講じており、その間に…発覚回避行動に出ているものの、本件事故後の被告人の行動を総合的に考慮すれば、人の生命、身体の一般的な保護という救護義務の目的の達成と相容れない状態」には至っていない。

検察官は、法72条1項前段の「直ちに」とは、事故発生後、法が命じる救護措置以外の一切の行為を許さない趣旨であり、原判決もそのように判断しているとする。しかし、原判決は、事案全体を見渡し、救護義務の履行と相容れない状態に至ったことを要するとしているのであり、救護措置以外の行為をしたら救護義務違反罪が成立するとはしていない。

検察官は、被害者の捜索活動と並行して119番通報を行うことが可能であったにもかかわらず、それをしなかった不作為を問題視し、ブレスケアの購入・服用という段階で、可罰的な程度に達したとして、救護義務違反を肯定したのが原判決の判断であり、そのような判断は正当であるとする。「しかし、被害者が発見されていないため、119番通報をすることよりも被害者を捜索、発見して救護措置を講じることを優先したからといって、人の生命、身体の保護という救護義務の目的に直ちに反することになるとはいえない」。また、被害者が発見されていない状況で通報したとしても、「被害者の所在や負傷状況等を救急隊員に伝えることができず、被害者の救護に直につながらない」。そのため、通報をしなかったことを重視して救護義務違反罪を認めることはできない。

なお、報告義務違反罪の公訴時効期間は3年であり、本件起訴の段階で既に公訴時効が完成していた。また、報告義務違反罪は、「[同罪]と科刑上一罪の関係にあり、公訴時効が完成していない本件救護義務違反の罪が成立していることを条件として、初めてその成立を非難できるにすぎないところ、本件救護義務違反の罪は…無罪であるから、報告義務違反の点については免訴すべきこととなる」。

以上のように述べて、本判例は、被告人に無罪を言い渡した。このことに対して、検察官による上告がなされた（上告趣意等については、後掲の追記を参照）

(4) 本件事案に付随する各刑事裁判例

本判例を検討するに先立って、本件被告人に関する刑事事件の複雑な推移を確認する。そのうえで、本件事案を把握するために、過失運転致死罪及び⁽⁴⁾速度超過罪・不正改造罪についての事案及び判旨を簡単であるがみてみたい。

2015年6月に、被告人は、自動車運転死傷行為処罰法の過失運転致死罪で起訴され、同年9月に禁錮3年執行猶予5年の有罪判決を受ける。次いで、2017年5月、被害者Aの両親は、本件事案における道路交通法における速度超過罪、道路運送車両法における不正改造罪、そして道路交通法における救護義務・報告義務違反罪につき告訴を行った。被告人は、2018年2月に速度超過罪と不正改造罪で起訴され、2019年3月に、速度超過罪は手続の不備ゆえに公訴棄却となり、道路運送車両法については無罪となっている。また、救護義務・報告義務違反罪に関しては、2018年2月に不起訴処分となっており、その理由は「非常に興味深いのであるが」東京高判平成29年（この内容については、後掲）⁽⁵⁾との齟齬であったとされている。

もっとも、救護義務・報告義務違反罪に関しては、Aの両親が、検察審査会に審査を申し立て（2018年9月）、それに対して、検察審査会が、不起訴

(4) 以下の経緯は、廣瀬＝大西・前掲注2論文67-69頁及び白取・前掲注2論文71頁の内容を祖述するものである。また、本件事案の経緯は、新聞誌上でも紹介されている。そのなかで、2023年9月29日付の日本経済新聞・朝日新聞・産経新聞の3紙の朝刊は比較的詳しい。そして、なにより、詳細な紹介記事として、同日付の信濃毎日新聞の朝刊参照。

(5) 廣瀬＝大西・前掲注2論文68頁。同論文で紹介されている検察審査会の議決書では、被疑者の行動が、「一定の時間的場所的離隔を生じさせて、救護義務及び報告義務の履行と相容れない状態にまで至ったものとは認め難い」とされている。

不当の議決をしたところ（2019年1月）、検察官は、嫌疑不十分故に不起訴処分を維持した（2019年3月）。その後、Aの両親による、不起訴処分の撤回及び捜査再開の要請を受け、検察官は2022年1月に本件を起訴することとなっている。そして、(2)(3)で示した、1審である本判例原審による有罪判決、そして控訴審である本判例による無罪判決が言い渡されたのである。

まず、被告人に過失運転致死罪で執行猶予付きの有罪判決が言い渡された、長野地佐久支判平成27年9月7日 LEX/DB25596862 をみてみたい。注目されるのは、事案として、被告人がAに自車前部等を衝突させ、多発外傷等の傷害を負わせて、当日の午後11時20分頃にAが病院において死亡したとされていることである。何より、量刑理由において、次のような内容が記述されている。一方で、「被告人の前方不注視による過失の程度は大きい」と述べ、その理由として、被告人は、車内の計器類に視線を移し、前方不注視の状態として約104.4メートル継続し、「横断歩道を横断中の被害者に気付かなかつたばかりか、交差点手前の横断歩道標識、横断歩道表示、さらには横断歩道の存在にも全く気付かず、何らの制動措置もとらないまま、自車を〔A〕に衝突させた」としている。そして、他方で、被告人が人命より自己保身を優先させたなどの事情を述べつつも、長野地裁佐久支部は、「道路交通法違反で起訴されていない酒気帯び運転、速度超過及び事故後の行動について、被告人の刑事責任を加重させる事情として過大に評価することはできない」とし、同種の過失運転致死事案における量刑との公平性の観点から、実刑に処することはできないとしているのである。

次に、速度超過罪について公訴棄却となり、そして不正改造罪について被告人に無罪を言い渡した、長野地佐久支判平成31年3月18日 LEX/DB25596861 である。まず、速度超過罪であるが、長野地裁佐久支部は、被告人が本件現場付近にて最高速度（60キロメートル毎時）を36キロメートルを超える96キロメートル毎時の速度で運転していたとする検察官の主張を否定し、76キロメートル毎時程度の速度であったと認定している。

ところで、法130条は、反則者に対しては、反則金を納付すれば、法128条

2 項の規定により、公訴を提起しないとしている。これは、違反行為のうち、比較的軽微なものと反社会性又は危険性が高いものを区別し、前者については、反則行為とし、特別な処理手続きを設けているのである。そして、後者については、そのような手続きを経ずに起訴することを可能としている。前者と後者の区別は、速度超過罪に関しては、「最高速度を30キロメートル毎時…以上超える速度で運転する行為」ではない場合か、それとも、それに該当する行為かである（法125条1項別表第2）⁽⁶⁾。

以上の法制度を前提として、長野地裁佐久支部は、「被告人の行為は反則行為に当たるから、被告人に対しては、道路交通法130条により、同法127条の通告をし、同法128条の納付期間が経過した後でなければ公訴を提起することができない」。以上のような手続きが履行されたことは認められないから、公訴提起の手續は無効である、とした。

次いで、道路運送車両法違反である。公訴事實は、被告人が平成29年8月10日⁽⁷⁾に、駐車場にて、普通自動車の前面ガラスに、可視光線透過率が70パーセント以上であることが確保できないような、装飾版を取り付けたというものである。だが、長野地裁佐久支部は、「装飾版が設置されていたことを裏付ける証拠はない」として無罪を言い渡している。

3 検 討

(1) 法72条1項をめぐる従来判例

本判例で問題となった法72条1項前段は、交通事故が発生した場合における、運転者等がとるべき措置を規定する。法72条1項前段は、「交通事故が

(6) 以上については、道路交通法研究会編著『注解道路交通法〔第5版〕』（立花書房、2020年）888頁以下参照。

(7) 本判例で問題となっている交通事故自体は、平成27年（2015年）3月23日に起きたものであるので、ここでは、2年以上も後になされた（とされている）事案である。

あつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員…は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない」とする。そして後段は、「この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。…）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官がいないときは直ちに最寄りの警察署…の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度…を報告しなければならない」とする。

前段については、運転者の運転車両により、人の死傷があった場合は、5年以下の懲役（拘禁刑）又は50万円以下の罰金に（法117条1項）、そして、死傷が「当該運転者の運転に起因する」場合は、10年以下の懲役（拘禁刑）又は100万円以下の罰金に（同2項）処せられる。そして後段については、3月以下の懲役（拘禁刑）又は5万円以下の罰金に処せられる（法119条1項第17号）。

法72条1項について伝統的に議論されてきたのは、何より、後段が自己負罪拒否特権と抵触しないかであった（最〔大〕判昭和37年5月2日刑集16巻5号495頁、最判昭和45年7月28日刑集24巻7号569頁〔憲法38条1項に違反しないとする〕）。次いで、いわゆる「ひき逃げ」に際して、前段と後段の両者の違反がなされた場合における罪数評価の問題であった。当初は、併合罪になるとしていたが（最〔大〕判昭和38年4月17日刑集17巻3号229頁）、最（大）判昭和51年9月22日刑集30巻8号1640頁は、判例変更をし、観念的競合⁽⁸⁾になるとした。ここでは、最（大）判昭和38年前後において、併合罪か観念的競合になるかについて、激しい争いがあった。しかし、最（大）判昭和51年により、実務上は、解決をみたと評価されているところ、この判断に対して

(8) この問題については、観念的競合説を採用する最（大）判昭和51年の議論を説得的に基礎付ける、只木誠『罪数論の研究〔補訂版〕』（成文堂、2009年）49-88頁、263-264頁が代表的な論考である（文献引用も網羅的である）。

は、学説上は、かなりの異論がある—この問題は、後で触れる。そして、法72条に関して、裁判例として頻繁に登場するものが、同条の救護義務・報告義務が発生する前提となる、人に対して事故を生じさせたことの認識が被告人にあったか否かという事実認定をめぐる議論である。

このようななかで、本判例は、多くあるわけではない、1項前段における「直ちに」をめぐる議論に関して、新たな判断を示したものである。以下では、本判例が、交通事故発生後、運転者が自らの飲酒の事実を隠ぺいする目的で口臭剤を購入するため、近くのコンビニエンスストアに寄り、2、3分後に戻ったという場合においても、救護義務違反罪を認めなかったという判断の是非について検討する。

(2) 法72条1項の「直ちに」に関する判例・学説

法72条1項前段の解釈をみてみたい。例えば、東京高判昭和43年7月16日高検速報（東京高裁）昭和43年1676号16頁は、運転者において、自己の車両によって人の負傷が発生したことを認識した以上は、「直ちに車両等の運転を停止し、先づ以てその人の安否、負傷の程度等を確認め、これを助け起すとか、応急手当をするとか、救急車を呼ぶとか、その他状況に応じ適切な救護を行な〔う〕」ことが求められるとする。また、判例によれば、人の負傷の内容については、一方で、原則として「すべての負傷者を救護すべき義務を運転者等に課したもの」であるため、「明かに医療の必要を認めない極めて軽微な傷害のばあい限り救護義務が生じない」（大阪高判昭和44年11月4日判例タイムズ244号307頁）とされ、同様に、「全く負傷していないことが明らかであるとか、負傷が軽微なため被害者が医師の診察を受けること

(9) 「高検速報」、すなわち、「高等裁判所刑事裁判速報」は、もともとは各高等裁判所でそれぞれ別個に作成されていた裁判資料である。裁判所の内部資料としての側面が強かったものと思われ、國學院大學図書館の御教授によると、入手が困難なものである（筆者は、同図書館の指示により、最高裁判所図書館にて、資料をコピーすることができた）。なお、本稿で紹介する「高検速報（各高裁）」の概要は、法務省刑事局『三訂道路交通関係法令主要裁判例集 検察資料〔226号〕』（1987年）に掲載されている。

を拒絶した等」の限定的な場合に救護義務が否定される（最判昭和45年4月10日刑集24巻4号132頁）。他方で、「『負傷者』とは、死亡していることが一見明白な者を除き、車両等の交通によつて負傷したすべての者を含む」のであり、これが「被害者の救助を全うしようとする立法の趣旨に合致する」（最決昭和44年7月7日刑集23巻8号1033頁）とされている。

本判例の事案では、被告人は、人身事故を認識し、被害者が一見して死亡しているわけではなく、かつ重傷を負っていることを認識していると思われ、救護義務が認められるものである。

次に法72条1項にいう「直ちに」の意味である。大阪高判昭和41年9月20日刑集21巻8号1051頁は、この文言について詳細に議論している。事案は、人身事故を起こした運転者が、事故を生じさせたことを知りながら、運転を停止せず救護の措置を講ぜず帰宅しようとした。しかし、逃げ切れないと考え、警察署に赴き申告したが、それは、事故発生後20分が経過しており、また、同署が近場の警察署等ではなく、現場から14.3キロメートル離れていたという事情があるというものである。

大阪高裁は、法72条1項後段にいう「直ちに」とは、前段にいう「直ちに」と同じであり、「時間的にすぐということであり『遅滞なく』又は『すみやかに』というよりも即時性が強いものである」。1項前段によれば、交通事故があった場合、事故発生に関係のある運転者等に対して直ちに車両の運転を停止し救護等の措置を命じているため、「後段の『直ちに』とは右にいう救護等の措置以外の行為に時間を藉してはならないという意味であつて、例えば一旦自宅に立帰るとか、目的地で他の用務を先に済すというような時間的遷延は許されないものと解すべきである」、⁽¹⁰⁾としている。

(10) 上告審である最決昭和42年10月12日刑集21巻8号1040頁は、括弧書きで、「被告人が、原判示のような経過で、本件交通事故の約20分後に、事故現場から約14.3キロメートル離れた堅田警察署の警察官に事故発生等の報告をしたのは、事故発生後直ちにもよりの警察署の警察官に報告をしたことにあたらぬとした原判決の判断は相当である」とした。この趣旨について、半谷恭一「交通事故発生後直ちにもよりの警察署の警察官にした事故報告に当たらないとされた事例」『最高裁判所判例解説刑事篇（昭和42年度）』

そして、直接的に前段について触れたものとして、名古屋高金沢支判昭和52年8月30日高検速報(名古屋高裁)昭和52年577号6頁がある。これは、飲酒運転をして交通事故を起こしたが、そのまま80メートルほど進行したところで、後方からクラクションを鳴らす車があり、逃げ切れないと思った被告人が停車し、被害者が転倒している地点に立ち戻ったという事案であり、「直ちに運転を停止して負傷者救護の措置をとらなかつたものというほかはなく、しかし、被告人が衝突後…停車するまでの間逃走した段階において、道路交通法72条1項前段所定の救護義務違反は既遂に達している」と判示した。原審は、①80メートルの進行を「狼狽」によるものとし、そして、②現場に戻ったことを捉えて、無罪にしている。しかし、名古屋高裁金沢支部は、①の事実認定を否定し、②については情状として考慮しうるにとどまるとしていることが注目される。

また、72条1項前段と後段における「直ちに」の意味が「即時性が強い」と指摘しつつ、その趣旨を明示するものがある。長崎小浜簡判昭和41年11月1日下刑集8巻11号1451頁は、「人身の保護と交通の取締の責務を負う警察官をして、負傷者等に対する万全の救護と交通秩序の回復に、即時適切な処置を執らせる」ためであるとする。

以上のような判例の判断は、学説の一般的な理解と完全に一致する。例えば、法72条1項前段にいう「直ちに」とは、「時間的に『すぐに』という意味である。法令に『遅滞なく』『すみやかに』など類似の用語があるが、これらより時間的に即時性が強い⁽¹¹⁾とされている。なお、ほぼ同様の意味と思われるが、この「即時性が強い」という言い回しのかわりに、「急迫の程度が高い⁽¹²⁾」と表現するものもある。また、やや異なる説明もあり、そこでは、

(法曹会、1968年) 231頁以下は、重要な説明をしている。このことについては、後で検討する。

(11) 東京地方検察庁交通部研究会編『改訂道路交通法辞典』(東京法令出版、1977年) 504頁。荒井敏編『(改正) 条解道路交通法』(警察時報社、1978年) 246頁も同じ。

(12) 警視庁交通部交通総務課『実務のための道路交通法逐条解説』(東京法令出版、1979年) 319頁、道路交通法研究会編著・前掲注6書438頁、宮崎清文『新版 注解道路

「直ちに」とは、「ある行為または事実の近接性をあらわし、『直ぐに』と同義。従つて、たとえば、目的地が近いからとか緊急の用務があるとかいう理由により、いつたん目的地に赴き、引き返してから現地に停止し被害者の救護その他の措置にとりかかることは許されない⁽¹³⁾」と述べられている。

付言すると、1項前段の「直ちに」という文言は、運転の停止のみにかかっているわけではなく、負傷者の救護（例えば、負傷者の救出、応急手当、医師への通報、救急車の出勤要請、病院への搬送等）にもかかっている⁽¹⁴⁾のであり、学説上ではこのことも確認されている。

本判例原審は、人身事故を起こした運転者が、救助に至るまで、いわば「一段階」おいた事案が「直ちに」に該当しないとし、救護義務違反罪の成立を認めた。それは、以上のような判例や学説とは平仄があう。それに対して、本判例は、従来の判例・学説と齟齬があることが分かる。

(3) 法72条1項の「直ちに」に関する半谷恭一と平野龍一の異説

上記(2)の議論は、法72条1項前段における「直ちに」を形式的に判断するものであったといえる。しかし、いわば実質的に判断するという議論も少ないながら存在する。

先ほど、大阪高判昭和41年を紹介した。そこでは、正にリジットな判断がなされていたようにみえる。だが、最高裁は、原審の帰結を支持しているだけであり、原審の示した「直ちに」に関する解釈まで支持していない可能性がある。上告審を担当した最高裁判所調査官である半谷恭一は、最高裁は、

交通法】(立花書房、1992年)399頁。

(13) 横井大三＝木宮高彦『新版 注釈道路交通法〔改訂版〕』(有斐閣、1965年)326頁。木宮高彦＝岩井重一『詳解道路交通法〔改訂版〕』(有斐閣、1980年)185頁も同じ。旧道路交通取締法の時代において、非常に類似した議論を既に示していたものとして、宮崎清文＝大堀誠一＝田中義美『道路交通取締法令の総合解説』(法令出版公社、1957年)297頁。やや近い議論として、法務研修所『検察研究資料第66号 道路交通取締法規の研究』(法務研修所、1956年)109-110頁。

(14) 安西温『特別刑法〔2〕』(警察時報社、1983年)48頁。

本件の具体的事実関係を総合して判断したのであり、「約20分後」・「事故現場から約14.3キロメートル離れた」という数値が、「他の条件と無関係に一般的な基準として通用するものでない」と詳述していたからである。そして、半谷は、「直ちに」や「もよりの」という用語に関しては、一義的な定義を決めておいてあてはめることは難しく、時として、「そのような方法には危険すら伴う」としたうえで、「事案全体を見渡してそこに顕われたあらゆる状況を総合勘案し…個々に判定する外な [い]」と述べていたのである⁽¹⁵⁾。ここでは、「直ちに」を総合判断すべきとしていたことが注目される。

また、従来の議論とは異なり、半谷は、「事故発生後一旦逃走し、または他の目的地で用件を済ませた後現場に戻り、現場に最も近い警察署に届出した」場合を挙げ、ここでは、「一方の要件はみたしているが他方を欠くものといえよう」とする⁽¹⁶⁾。つまり、「直ちに」救護をしなかったとして負傷者救護義務違反罪が肯定されるべきとしても、報告義務違反罪の成否は別に検討されるべきとしているのである。

同様の問題意識がみられるとともに、より直接的な言い回しがみられるのが、平野龍一の見解である。(1)で、救護義務違反罪と報告義務違反罪との罪数関係について、両者が観念的競合となるとした最(大)判昭和51年を紹介した。平野は、同判例を批判し、両者の関係を併合罪である旨主張するにあたり、次のように述べている—やや分かりにくい—ため、原文の趣旨をまげない限度で本稿なりに修正した。

救護と報告という作為は、1個の(意思活動による)作為ではなしえない。救護しない、そして、報告しないという不作為は、2つの義務違反である。そのため、例えば、行為者が被害者をひいて、停車していたところ、その間に後から来た車に行為者がひかれて意識を失ったという場合を考えてみる。救護と報告という両方の義務は履行できず、片方だけだとしたら—「義務衝突の一場面であり」—「重い救護義務違反の成立しか認めることはできない」。ここでは、1

(15) 半谷・前掲注10論文235-236頁。

(16) 半谷・前掲注10論文235頁。

個の意思活動で2つの義務を履行できなくなることを意味している。例えば、行為者が部屋に不注意にドアに鍵をかけたところ、そこに2人の人がいたことに気付いたが、ドアを開けなかったという場合、ドアの鍵を開けないという1個の意思活動によりなされているため（2個の監禁罪の）観念的競合が認められるが、そのような場合とは異なることが分かる。

行為者が、交通事故後、運転をつづけて「逃げる」場合、「ただちに」救護も報告もできないようにみえる。それは、「ただちに」を「他の何らの行為もしないで」という意味で考えるからであろう。逃げる行為により、「ただちに」救護も報告もできなくなるとしたら—行為者が後続車にひかれた場合と同じであり—履行できるのは、片方であり、重たい救護義務違反罪だけが成立することとなる。

「しかし、『ただちに』とはある時間的限界をいうのであって、少し走ってから停車して引き返して救護、報告をしてもただちにといえるであろう。」「『ただちに』というのはこの時間帯の間のどこかで救護をし、報告をすべきだということだけであって、この時間中〔、〕観念的競合をなす2つの不作為犯が継続しているわけではない⁽¹⁷⁾」。

以上の平野説は、従来の議論が、救護義務と報告義務を、時間的にいわば順列的に（重なり合って）並んでいると考え、いわゆる「引き逃げ」がなされた場合に、行為者は「直ちに」行うべき義務を、順次連続して違反したと考えていることに対し、2つの義務が、別個独立に、時間的にいわば並列的に並んでいると考えるものといえる。このように考えることによって、2つの義務とその違反を独立的に評価しようと企図している。これは、先ほどの、半谷と同一の問題意識といえるだろう—ここでの問題意識は、後で触れる。

そして、何より自説を展開するにあたって、平野は、「直ちに」を従来の議論に比べて緩やかに解していることが注目されるのである。

(17) 以上については、平野龍一『犯罪論の諸問題(上)総論』（有斐閣、1981年）214-222頁。

(4) 東京高判平成29年による新たな議論の定立

救護義務・報告義務に関して、事故後に「一段階」の時間的経過があったとしても、義務違反を認めなかった重要な判例がある。次に述べる判例が、(3)で紹介した半谷と平野と同じような問題意識を有するものであり、そして、本判例との関係でもっとも重要なものである。

東京高判平成29年4月12日判例時報2375=2376号219頁は、次のような複雑な事案を扱った⁽¹⁸⁾。被告人は、同乗者と飲酒した後、自動車を片側二車線の国道を直進して走行中に、交差点（Xとする）の対面信号が赤であるにもかかわらず時速80キロメートルで直進した際に、横断している歩行者（後に死亡が確認されている）に衝突した。被告人は運転を継続し、Xから150メートル先の交差点（X2とする）で、信号待ちで停止している車両の後方に一時停止したが、遅くともこの時点までに人身事故の発生を認識している。そして、被告人は、運転を継続し、X2から更に150m先の地点（Yとする）において停車している（Xから1分強経過している）。Yでの停車後に、被告人は次のようなトラブルに巻き込まれている。Xより320mほど手前の交差点（Wとする）において、通りがかった二人組の男が、信号無視をした被

(18) いくつかの判例評釈が公刊されており、筆者が確認できたものは、以下のものである。原審については、荻野貴史「救護義務違反罪・報告義務違反罪における義務の履行」高橋則夫ほか編『判例特別刑法第3集』（日本評論社、2018年）143頁以下、荻野貴史「救護義務違反罪・報告義務違反罪における義務の履行」名城法学68巻1号（2018年）87頁以下がある。そして、控訴審については、荻野貴史「義務の履行と相容れない行動をとった場合の救護義務違反罪等の成否」刑事法ジャーナル59号（2019年）131頁以下、本田稔「道交法上の救護義務罪の『直ちに』の要件の意義と認定方法」法学セミナー768号（2019年）129頁、松尾誠紀「自動車運転者の救護義務・報告義務の履行とは相容れない行動と道路交通法違反の罪」『平成30年度重要判例解説』（2019年）162頁以下、松尾誠紀「救護義務違反・報告義務違反が成立するためには、交通事故を起こした運転者が事故発生を認識した後、再発進して走行するなど、それらの義務の履行と相容れない行動をとっただけでは足りず、一定の時間的場所的離隔を生じさせて、それらの義務の履行と相容れない状態にまで至ったことを要するとされた事例」判例評論724号（2019年）176頁以下がある。

告人車両を現認し立腹し、Wにおいてタクシーに乗り、被告人車両を追いかけ、Yにて追いついた（被告人のYでの停車より、1分弱経過している）。そして、二人組の男が、タクシーから降り、被告人の車のボンネットに飛び乗るなどし、降車した被告人が暴行を受けることとなったのである。なお、その直後にタクシーの運転手が通報し、警察官が臨場している。以上の通り、被告人は救助義務・報告義務を果たしていないが、裁判所は、被告人がYで停車後、暴行を受けるまで、Xに戻ろうとし、携帯電話機を探していた可能性が否定できないと認定している。さて、本事案では、被害者の救護をせずに、X2交差点からY地点まで150m進行したことが問題となる。

原審（横浜地判平成28年6月9日判例時報2375=2376号226頁）は、「人身事故を起こしたことを認識した者は、客観的に停車可能な場所があれば、すぐさまそこに自車を停止させ、救護義務及び報告義務を履行することが求められる」と一般論を述べつつ、次のような興味深い議論を示した。いわく、「しかしながら…自車が事故を起こした可能性を認識した場合、そのような不測の事態に対して、内心が動揺ないし混乱し、様々な心理が去来することは通常あり得る」。「そのような状況下において、法の求める作為義務に及ぶことの決意を瞬時にして行うことが必ずしも容易でないことは否定できない」、と。このように述べて、横浜地裁は、被告人がYに至って駐車したことにつき、「直ちに自車を停止していないと認めることには、疑問が残る」とし、法72条1項違反については無罪を言い渡している。

ここでは、義務の履行が可能となった時点を経過すれば、それだけで義務が「直ちに」なされなかったとするのではなく、「多少の猶予の余地⁽¹⁹⁾」を認めたものといえる。そして、以上のような原審の理解は、検察官の批判を浴びるものとなる。それは、内心の動揺や混乱を救護義務・報告義務の履行遅滞の正当理由とするのは、法72条1項の「直ちに車両等の運転を停止して」

(19) 荻野・前掲注18論文（『判例特別刑法第3集』）151頁、同・前掲注18論文（名城法学68巻1号）96頁。なお、荻野は、義務履行が10分以上遅れた場合にまで、猶予が認められるということはないとし、その意味で、従来の判例の帰結とは整合的であるとする。

の解釈を誤ったものというものである。

しかし、控訴審は、「救護義務及び報告義務の履行と相容れない行動を取れば、直ちにそれらの義務に違反する不作為があったものとまではいえないのであって、一定の時間的場所的離隔を生じさせて、これらの義務の履行と相容れない状態にまで至ったことを要する」として、法72条1項違反について、原審と同様に無罪を言い渡したのである。

控訴審の判断が、原審の理解を否定する趣旨とは考えられない。⁽²⁰⁾ そうだとすると、原審の述べる心理的事実だけでは不十分であるので、客観的な評価を加味した上で、法72条1項の「直ちに」を判断するという趣旨と考えられる。⁽²¹⁾

東京高判平成29年は、人身事故後に「一段階」おかれていたとしても、それだけでは「直ちに」義務が履行されていないとはせず、義務の履行と相容れない状態に至ることが必要であるとして処罰限定の議論を提示した。本判例も、「義務の目的の達成と相容れない状態」に至ったかという問題設定をする。そのうえで、救護義務を履行する意思が継続し、被害者が発見され

(20) 判例時報2375=2376号221頁〔控訴審についての匿名解説〕は、被告人が再発進して現場から遠ざかる方向へ走行したことは、「義務の履行と相容れない行動」ではあるが、「事故発生を認識した後の運転者の心理状態やそのときの道路交通の状況等の事情によれば、そのようなこともあり得るのであり、これだけをとらえて救護義務・報告義務の違反とするのは相当ではない」とし、そのうえで、現場からの離脱が、時間的・場所的に相当に生じて、「義務の履行と相容れない状態に至〔った〕」際に、救護義務・報告義務違反が成立すると説明している。

(21) 以上のような理解とは異なるものとして、松尾・前掲注18論文（判例評論724号）180-181頁。なお、松尾は、原審が、内心の動揺・混乱を考慮したことを批判する。その理由は、突然の交通事故の発生に際して、そういった内心の状態が生じるのは通常であり、それは、法制定時に織り込み済みであるというものである。この議論は、より詳細な検討を要する重要なものではある。しかし、内心の状態といえども、程度があるはずであり、法規に織り込み済みといえるものから、それを越えるものまで想定可能である。そして、ここでは真正不作為犯における作為義務が問題となっているため、（原審が述べるように）「法の求める作為義務に及ぶことの決意を瞬時にして行うことが必ずしも容易でない」場合を考慮すべきということは、一般論として極めて当然のことを述べているだけであると思われる。

た後、実際に救護措置を講じているといった事情を総合的に考慮したうえで、それは否定されると述べた。本判例は、「直ちに」を時間的経過のみだけでは判断しないという意味では、東京高判平成29年の議論の延長上にあるといえる。そして、東京高判平成29年が、実際に義務の履行がなされなかった事案を扱ったのに対し、本判例は、(何らかの)義務の履行がなされた場合の判断を示したのである。

(5) 法72条1項の法的性質論

本判例を検討するに際しては、法72条1項前段の法的性質、つまり、どのような保護法益との関係で作為義務が生じるかを検討することが必要である。本判例は、「人の生命、身体の一般的な保護という救護義務の目的」⁽²²⁾としている。法117条の負傷者救護義務違反罪の重たい法定刑ゆえに、生命・身体⁽²³⁾の保護のみに関連付けて議論することは十分ありうる。

このような議論にもっとも近いものとして、救護義務違反罪を「刑事犯的性格」に特化する日高義博の議論がある。日高は、同罪が、道路交通法の中でもっとも重たい法定刑で対処されていることと、単純遺棄罪の法定刑より高いことに着目し、保護法益は、「人の生命・身体という個人的法益」であると⁽²⁴⁾する。遺棄罪との関係であるが、一方で、遺棄罪が成立するには、被害者が扶助を要すべき「病者」の程度であることが必要であり、他方で、救護義務違反罪が成立するには、被害者の負傷の程度を問わないという差があるとしたうえで、しかし、「道交法上の負傷者救護義務と遺棄罪の保護義務とは、人の生命・身体に対する危険を除去しその安全を図るという点では同一であ[る]」、と述べる。

(22) この問題については、杉本一敏「負傷者救護義務違反罪の罪質と客観的成立要件」曾根威彦ほか編『交通刑事法の現代的課題』(成文堂、2007年)371頁以下、松尾誠紀「道路交通法における負傷者救護義務違反罪の義務内容」法と政治66巻2号(2015年)227頁以下が詳しい。

(23) 本判例評釈(注1)に対して頂いた意見である。

(24) 日高義博『不作為犯論の諸相』(成文堂、2023年)103頁。日高は、現在における法

以上のように負傷者救護義務違反罪を生命・身体の保護のみに関連付ける立場は、次に述べるように賛成できない。しかし、このような立場からも、本判例の帰結には疑義が生じるとされる。被害者を発見できず、ブレスケアを購入しに行き、そして再度現場に戻るといふ、被告人の「一段階」おいた行為は、被害が重篤であると容易に想定できる、被害者の救命の可能性を下げるものといえるからである。少なくとも、被害者の発見を遅らせる契機になっている以上、生命・身体への危険は高められているであろう。

また、被告人としては、被害者の生命への危険性が切迫していることが分かっていたならば、そのような危険を除去するため、負傷者が発見できない場合においては、他者に負傷者の探索を依頼する、更には119番通報をして探索の協力を願い出るといふことも—生命・身体を危殆化してはならないという—法の趣旨からは求められると考えられる。

もっとも、被害が重篤であるということから、その程度が極めて強い場合は、被害者の救命可能性が否定されるということも考へうる。このことから、救護義務が措置できないという議論もありうるだろう。しかし、杉本一敏は、救命に繋がらないような救護であっても、「救命・蘇生の可能性は実際に救護してみなければ判らないことが多い」として、被害者の生命保全に万全を期すために、負傷者救護義務は認められるべきとする⁽²⁵⁾。また、平川宗信は、このような問題について、「死者を救護しても回復の可能性はないという点を強調すれば…被告人が被害者はまだ生きていとおもい、それが至つて常識的であるときも、被害者は死亡していたというだけの理由で刑事責任を否定することとなり」それは法感情に合わない、と述べる⁽²⁶⁾。

定刑を前提にして、以上のような指摘をしている。なお、引用の該当箇所⁽²⁵⁾の初出は、1986年（昭和61年）であるが、全く同様の記述が見られる（日高義博「ひき逃げの罪責をめぐる問題点」刑法雑誌27巻1号〔1986年〕66-67頁）。当時は、法定刑の上限が懲役3年であったので、日高は、そのような法定刑において、既に、同罪を生命・身体の保護に特化したものと考えていたことが分かる。

(25) 杉本・前掲注22論文378頁。

(26) 平川宗信「道路交通法72条1項前段にいう『負傷者』の意義」警察研究42巻10号

平川のような問題意識から参考となるのは、遺棄罪における「危険」判断に関して次のような議論があることである。遺棄罪においては、行為時に被害者が死亡していても、行為者が「生きていると思い、一般人の立場からも〔被害者〕が生きていると認識できる場合には、遺棄罪として処罰に値する(具体的)危険がある」とする見解がある。⁽²⁷⁾ 遺棄罪が生命・身体に対する危険を問題とし—そしてそれを具体的危険説に沿って理解するならば—遺棄罪と平行的な負傷者救護義務違反罪においても同様に考えることができるはずである。以上の通り、救命可能性が(ほとんど)ない場合においても、救護義務を基礎付けることはできるであろう。

もっとも、負傷者救護義務違反罪は、通常は、生命・身体の保護に特化したかたちで理解されてはいない。例えば、判例は、法72条1項前段について、「道路における危険の防止と交通の安全、円滑を図ろうとする道路交通法の目的に照らして勘案すれば、交通事故の発生に際し、被害を受けた者の生命、身体、財産を保護するとともに交通事故に基づく被害を防止するため、当該車両等の運転者その他の乗務員のとるべき応急の措置を定めたもの」(最判昭和50年4月3日刑集29巻4号111頁)としている。

そして、学説も同様に理解している。まず、曾根威彦の見解をみでみる。曾根は、生命・身体に対する侵害・危険を問題にしているとして言及されることが多い。だが、曾根説は、次のように注意深く、行政犯的側面も付加して議論を展開している。例えば、「救護義務違反罪は、道路交通の安全を図る側面を有する」が、「単純遺棄罪を含んでこれより広い範囲を処罰の対象として⁽²⁸⁾いる」。また、現在のように、救護義務違反罪の法定刑の上限が懲役10年となった時点においても、「今日では、救護義務違反罪は、道路交通の安全のほかに負傷者の生命・身体の安全をも保護法益としていると解さざるを得ない状況にある⁽²⁹⁾とし、やはり、生命・身体に対する侵害・危険に特化

(1971年) 134頁。

(27) 野村稔『未遂犯の研究』(成文堂、1984年) 266頁。

(28) 曾根威彦「交通事故と不作為犯」現代刑事法41号(2002年) 19頁注30。

して理解していない。

そして、救護義務違反罪を行政犯的に捉える論者として、しばしば挙げられる論者である大塚鎭子は次のように述べている。いわく、「道交法上の救護義務は…行政的義務としての性格が強いといわねばならない。ただその反面、傷ついた人間を放置しておくことは、その人間の生命の危険をもたらすことであるから…救護しなければならないことは…自然的、社会倫理的な感覚と結びついた性格を有するのであって、ここに、保護責任者遺棄罪における保護義務と道交法上の救護義務とは相互に重り合う可能性をもつ⁽³⁰⁾」、と。ここでは、行政犯に特化した議論がなされているわけではないことが分かる。

ところで、負傷者救護義務違反罪は、制定当初から、次のような法改正を踏まえている。道路交通法は1960年に制定されたが、当初は「1年以下の懲役又は5万円以下の罰金」であり、1964年の法改正により「3年以下の懲役又は10万円以下の罰金」となった。そして、2001年の法改正により「5年以下の懲役又は50万円以下の罰金」となり、次いで、2007年の法改正により、「10年以下の懲役又は100万円以下の罰金」となったのである。

つまり、曾根は、現在の法定刑においても、行政犯的側面に言及し、そして、大塚は、立法当初の法定刑においても、生命・身体の保護に言及しているのである。二人の論者がそのように解しているのには、やはり、理由があると思われる。というのも、現在の法定刑においても、法定刑の下限は罰金1万円である。これは、単純遺棄罪の法定刑の下限より低いいため、行政犯的側面に着目しなければ説明がつかない。そして、立法当初の法定刑においても、法定刑の上限は懲役1年であるため—つまり、同質の行為と思われる単純遺棄罪と同じであるため—生命・身体の保護に言及せざるを得ないからである。

(29) 曾根威彦「交通刑法の改正問題」刑事法ジャーナル8号(2007年)7頁。

(30) 大塚鎭子「いわゆる『ひき逃げ犯罪』についての一考察」『司法研修所創立15周年記念論文集 下巻』(1962年)283頁。

以上述べたように、本判例の理解する法72条1項の理解には問題がある。法は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図〔る〕」(法1条)ことに第一義的な意味がある。そうすると、救護義務においても、生命・身体の保護に限定して関連付けることはできないはずである。学説で示されているように、負傷者救護は、「道路における危険を防止する等必要な措置」(法72条1項前段)の1つである。⁽³¹⁾負傷者が路上にて倒れていることが問題なのは一負傷者の生命・身体の保護とは別に、交通に対する危険が生じるからでもある。

被告人としては、そのような危険を除去するため、負傷者が発見できない場合においては、やはり、他者に負傷者の探索を依頼する、更には119番通報をして探索の協力を願い出るといことも、法の趣旨からは求められると考えられる。

(6) 真正不作為犯における義務との関係

本章の最後にあたり、真正不作為犯における議論から、本判例について検討してみたい。

不作為犯には、2つの類型がある。1つ目は、本稿で問題となるような「真正不作為犯」であり、2つ目は、「不真正不作為犯」である。両者の区別について一般的に述べられているものは、前者が法規にて不作為が処罰される旨明言されているものであり、後者が作為にて処罰される犯罪類型を不作為にて実現する場合である、というものである。しかし、区別の基準として、次のようなものがある。それは、単純拳動犯のように、結果と結び付けられることなく、不作為そのものが犯罪として構成されるものが真正不作為犯であり、それに対して結果と結びつけられる不作為犯が不真正不作為犯である、とするものである。⁽³²⁾

(31) 例えば、伊藤榮樹ほか編『注釈特別刑法〔第6巻I〕(新版)』(立花書房、1989年)390頁〔河上和雄〕参照。

(32) このような区別基準を紹介する(が、賛成はしない)論者として、例えば、団藤重

このような区別基準は、日本では一般的な説明とはされていない。しかし、ドイツでは、例えば、真正不作為犯は、法規で求められる行為の不履行に尽きるのであり、純然たる「挙動犯 (Tätigkeitsdelikt)」の対応物である。⁽³³⁾ 真正不作為犯は、単純な (einfach) 行為義務の実現に向けられた、⁽³⁴⁾ 単なる挙動を要求している、といった説明がなされている。スイスでも、真正不作為犯とは、禁じられた行為として、行為者が行為への義務に反して何もしない、という不作為を個別の犯罪として記述しているものである、とされている。⁽³⁵⁾ オーストリアでは一より端的に「真正不作為犯とは、命令規範に要求される行為の不履行 (Nichtvornahme) に尽きるとされるような犯罪行為である」。⁽³⁶⁾ この義務違反が不法を占める、と説明するものもある。

そして、日本の救護義務違反罪に近似している犯罪として、ドイツでは、真正不作為犯である「不救助罪 (323条 c)」⁽³⁷⁾ がある。ここでは、人的・物的な重たい損害を生じさせないように、行為者に保証人として、損害の除去を命じるのであり、いわば、事前的・予防的なかたちでの構成要件が用意されている。そして、それは、真正不作為犯ゆえに結果との関係性がないかたち

光『刑法綱要総論〔第三版〕』(創文社、1990年)144頁注(2)(4)〔保護責任者不保護致死罪のように、真正不作為犯であり、結果犯であるものを指摘する〕。古い文献では、以下において本文で示すような区別基準を示すものがある。例えば、木村亀二『刑法解釈の諸問題 第1巻』(有斐閣、1939年)259頁。

(33) *Hans-Heinrich Jescheck/ Thomas Weigend*, Lehrbuch des Strafrechts Allgemeiner Teil, 5. Aufl., 1996, S. 605. なお、Weigend の興味深い説明として、*Thomas Weigend*, in : Leipziger Kommentar, 13. Aufl., 2020, §13 Rn. 16 も参照。

(34) *Regina Harzer*, Die Tatbestandsmäßige Situation der Unterlassenen Hilfeleistung gemäss §323c StGB, 1999, S. 83 参照。

(35) *Martin Killias/ Nora Markwalder/ André Kuhn/ Nathalie Dongois*, Grundriss des Allgemeinen Teils des Schweizerischen Strafgesetzbuchs, 2. Aufl., 2017, S. 38.

(36) *Einhard Steininger*, in : Salzburger Kommentar zum Strafgesetzbuch, 8. Lfg. (2003), §2 Rz. 1.

(37) 金澤文雄『刑法の基本概念的再検討』(岡山商科大学、1999年)62頁以下参照。金澤は、救護義務違反罪と不救助罪の近似性を指摘するに際して、特に、救護義務違反罪において、他者の一方的な交通違反による加害行為の被害を受けたような(違法行為のない)運転者においてすら、救護義務の主体となることに着目する(69-70頁)。

で(つまり、作為との同価値性を必要とせず)、行為義務を要求しているの
である。⁽³⁸⁾

不救助罪で展開されている解釈論をみてみたい。同罪においては、事故や
公共の危険(危難)において、救助が必要な被害者に対する救助義務を課
し、それを怠ると処罰する。主体は全ての者となるが、要件として記述して
ある、「必要性(Erforderlichkeit)」・「期待可能性(Zumutbarkeit)」⁽³⁹⁾の枠内
で、救助義務を果たすことが求められるものである。不救助罪が、救護義務
違反罪の解釈として参考になることがいくつかある。まず、不救助罪は、一
般的には、生命・健康・財産という様々な個人的法益であるとされるが、学
説においては、個人的法益を離れて「公共の安全」というかたちで構成する
ものもある。⁽⁴⁰⁾そして、何より、この「必要性」は、(合理的な観察者の視点
による)客観的な事前判断とされており、場合によっては、行為者の認識内
容も前提とする。⁽⁴¹⁾また、注目すべきは、なすべき義務内容については、特別
知識を考慮し、その者に使用できる手段に基づいて、「最も有効な救助」を
果たすこととされていることである。⁽⁴²⁾

更に、救護義務違反罪に近似するものとして参考になるものとして、スイ
ス刑法128条における「緊急救助の不作为」と、オーストリア刑法94条にお

(38) 以上については、Georg Freund/ Frauke Rostalski, Strafrecht Allgemeiner Teil, 3. Aufl., 2019, §6 Rn. 11-13 ; Reinhart Maurach/ Karl Heinz Gössel/ Heinz Zipf, Strafrecht Allgemeiner Teil Bd. 2, 8. Aufl., 2014, §46 Rn. 204.

(39) この「期待可能性」要件であるが、ドイツ刑法と(次に述べる)オーストリア刑法においては、条文中規定されているものである。ところが、通常、期待可能性は責任(阻却)に関するものであるため、体系的な議論が生じる。David Donner, Die Zumutbarkeitsgrenzen der vorsätzlichen unechten Unterlassungsdelikte, 2006, S. 27f.

(40) Hans Welzel, Das Deutsche Strafrecht, 11. Aufl., 1969, S. 470.

(41) Bernd Hecker, in : Schönke/Schröder Kommentar, 30. Aufl., 2019, § 323c Rn. 2. 同様の説明として、Rudolf Rengier, Strafrecht Besonderer Teil II, 24. Aufl., 2023, § 42 Rn. 9.

(42) Hecker (Fn. 41), §323c Rn. 16 ; Rengier (Fn. 41), §42 Rn. 11. そのため、例えば、携帯電話を所持している者には、それを使って緊急通報をすることが義務付けられるのである (Reinhart Maurach/ Friedrich-Christian Schroeder/ Manfred Maiwald, Strafrecht Besonderer Teil Bd. 2, 10. Aufl., 2012, §55 Rn. 17)。

ける「被害者の放置」がある。まず、前者をみてみたい。「緊急救助の不作为」では、行為者が被害者を負傷させた場合において、その後、当該行為者が被害者を救助しなかったことを処罰する。ここでは、行為者が被害者を負傷させる⁽⁴³⁾ことが要件上まず必要となるが、行為者の故意・過失は問われず、また、違法であることや有責であることも不要である。同罪では、被害者の救助のチャンスを維持すること・高めることを行為として求めており、そういった行為をなさないことを処罰する一学説では、「行為をなさない」ことのみで処罰されることから、強調して、「非拳動犯 (Untätigkeitsdelikt)」とするものもある⁽⁴⁴⁾。同罪では、「期待可能性」の枠内で、行為者の能力を前提として、可能かつ意味のある救助行為が求められる。救護義務違反罪との関係で重要であると思われるのは、救助行為は、即座になすことが求められていることであり、その理由は、即座になされない場合は、被害者の救助のチャンスを低下させるからであると説明されていることである⁽⁴⁶⁾。

次に後者をみてみたい。「被害者の放置」では、要件上、「違法でないとしても」被害者を負傷させた場合において、その後、当該行為者が被害者を救助しなかったことを処罰する。「違法でないとしても」の解釈であるが、スイスの「緊急救助の不作为」と同様の議論であり、ここでも、行為者の行為

(43) 同罪は、もともとは、行為者が乗り物で被害者を負傷させた場合の規定であったが、負傷させる手段についての制限がなくなったものである。ただし、現在において、同罪の成立が、自動車事故による負傷を除外して理解されているわけではない。法改正の経緯を含めて、*Stefan Maeder*, in: *Basler Kommentar* Bd. 1, 4. Aufl., 2019, Art. 128 N 3, N 19 参照。

(44) 以上については、*Jürg-Beat Ackermann/ Patrick Vogler/ Laura Baumann/ Samuel Egli*, *Strafrecht Individualinteressen*, 2019, S. 62f. 「非拳動犯」という名称であるが、通常の拳動犯が作為を前提にしているところ、その不作为であることから、このように呼称されている。また、「非拳動犯」と同じ意味で、「不服従犯 (Unbotmässigkeitsdelikt)」という言葉が使用されることもある。*Andreas Donatsch/ Gunhild Godenzi/ Brigitte Tag*, *Strafrecht I*, 10. Aufl., 2022, S. 318 参照。

(45) 規定上の根拠はないが、成立上の要件として求められている。例えば、*Andreas Donatsch*, in: *StGB JStG Kommentar*, 21. Aufl., 2022, S. 349.

(46) 以上については、*Maeder* (Fn.43), Art. 128 N 25-26.

と被害者の負傷とに因果関係があれば十分であるとされ、故意・過失は問われず、また、違法であることや有責であることも不要である。⁽⁴⁷⁾「期待可能性」の枠内で、救助行為をすることが必要であるが、要件上、「必要な (erforderlich)」救助が求められているため、ドイツの不救助罪におけるのと非常に類似した議論が展開される。つまり、行為者がなさなければならないのは、更なる損害から被害者を救助・保護するための実効的な措置をなすことである。そのため、必要な救助とは、「最も迅速で最善の履行」であるとされているのである。⁽⁴⁸⁾

以上の比較法的検討で得られる帰結は、真正不作為犯である救護義務違反罪においても、結果（回避）との関係で義務を論じるのではなく、「期待可能性」の枠内で、「必要な」救護を果たしたかということで検討するということである。そして、そこで求められる義務内容の措定においては、「最善を尽くす」ことに照準が合わせられる。その際に、行為者の認識内容を考慮することが必要になるということになる。

負傷者救護義務違反罪（と法72条に列挙されている各種義務違反罪）においても、法規で求められる行為（挙動）をなしたかという観点で考察される必要がある。まず、求められる義務内容は、法72条1項によるかぎり、負傷者の生命・身体の保護から交通の安全という広範囲にわたる。勿論、それらの客観的な状況それだけでは、行為者に作為義務を求めることはできない。そのことに対応する義務内容を基礎付け、同時に限界付けているのは、行為者の認識である。⁽⁴⁹⁾真正不作為犯であるため、義務が結果回避との関係で導出

(47) Ernst Eugen Fabrizy/ Alexandra Michel-Kwapinski/ Babek Oshidari, Strafgesetzbuch Kurzkommentar, 14. Aufl., 2022, §94 Rz. 3. そのため、例えば、行為者（＝被侵害者）が正当防衛状況において、侵害者を負傷させた場合においても、行為者には、当該侵害者（＝被害者）を救助する義務が生じる。

(48) Robert Jerabek/ Richard Ropper, in : Wiener Kommentar zum Strafgesetzbuch, 2. Aufl., 277 Lfg. (2021), §94 Rz. 26.

(49) 松尾・前掲注18論文（判例評論724号）179頁は、「義務内容は認識内容によって左右される」、「認識のある範囲内において義務がある」と述べる。更に、佐伯千仞『刑法総論』（有信堂、1953年）80頁も参照。

されるわけではないのであるから、⁽⁵⁰⁾ここで求められるのは、客観的な事態とそれに対応する認識に基づいた、その都度発生する危険に対する、危険減少・危険消滅行為といえる。

負傷者救護義務違反罪（と法72条に列挙されている各種義務違反罪）は、交通の利便性を享受したことの反射の効果として発生するのであり、そこでは、利便性を悪化させ、安定性を損なってしまったため、利益享受主体にその埋め合わせを求めているのだと考えられる。⁽⁵¹⁾運転者がその事故の原因に対して無過失の場合ですら負傷者救護義務が発生するのは、⁽⁵²⁾正にこのことが理由であるといえる。すなわち、危険責任といってよいだろう。そうだとすると、行為者には、客観的・主観的に負担のない限りで、広範な義務を負うことは正当化できる。

ところで、本判例については、担当弁護人による、次のような重要な指摘がある。いわく、本判例においては、「被告人は『本件事故後、直ちに被告人車両を停止して被害者の探索を開始し』救護義務の履行に着手したものの、その後『被害者の探索や救護のための行為』ではない行為に及んだことが問題」となっているのであり、本判例は、「被告人は一旦『直ちに』救護義務の履行に着手していることを前提に、本件事故後の被告人の行動を全体的に考察し、『直ちに救護義務を講じなかったと評価』し得るかという問題として捉えたことから、平成29年判決には直接言及しなかったものと思われる」⁽⁵³⁾と。

東京高判平成29年に言及しなかった理由は措くとしても、以上の指摘は、本判例の理解として正当であると思われる。本判例は、各種義務をいわば集

(50) このことにつき、松尾・前掲注22論文241頁参照。

(51) 以上については、報告義務違反罪に関して、このようなことを述べている松尾誠紀「真正不作為犯における『作為義務』」刑法雑誌56巻2号（2017年）313頁の議論を参考にした。

(52) 例えば、木宮＝岩井・前掲注13書181頁、法務総合研究所『研修資料2号改訂 道路交通法』（法務総合研究所、1965年）198頁。更に、大塚・前掲注30論文281頁も参照。

(53) 廣瀬＝大西・前掲注2論文70-71頁〔下線は原文のママ〕。

合体のように考えており、それらが「直ちに」なされたかということ、すぐに被害者を探索しているのだから、(集合体である)義務の履行に関して着手があるとしている。そして、「直ちに」なされたと評価した上で、本判例は、被告人の義務履行に当罰性があるかを検討し、それを否定しているのである。そこでは、救護意思が継続し、そして、実際に救命行為を行っているということが決定的なのであろう—いわば、義務の「始まり」部分と義務の「終わり」部分に問題がないことに着目していると考えている。

しかし、このような議論を認めてしまうと、直ちに義務履行が開始されさえすれば、いわば緩慢な救助行為等—本件に即して言えば、例えば、「ゆっくり」被害者を探す行為や「ゆっくり」救命行為をする行為等—が法的に許容されてしまうのではないだろうか。また、本判例は、被害者を見つけ出すことができないにもかかわらず、被告人に対して、他の代替的な捜索方法を義務付けていない。つまり、被告人本人による探索の継続を否定的には評価していないのであるが、それも義務の履行がなされたことを認め、その内実を厳密に考えていないからであろう。しかし、このような議論を認めてしまうと、行為者の誤解を正当化してしまう。法は、そのような無意味なものではない。

確かに、「直ちに」は幅のある概念といえる。それは、(3)で述べた通りである。そして、被告人が「ブレスケア」を購入し戻ってくるまでの時間は短い。その意味で、被告人が急いでいたという評価をし、被告人に有利に解釈することは考えられる⁽⁵⁴⁾。しかし、本件で問題となっている救護義務違反罪は真正不作為犯であり、結果回避とは直接的な関係がなく、また、同罪は広範な保護法益を有する。そうすると、義務内容は、相当に個別化せざるを得ない⁽⁵⁵⁾。本件においては、深刻な状況とそれに対応する認識の中で、その都度発生する、行為義務の履行—例えば、「直ちに」被害者を「懸命に」探す行

(54) 本判例評釈(注1)に対して頂いた意見である。

(55) 松尾・前掲注18論文(判例評論724号)179頁は、救護義務違反罪(等)における「具体的な義務内容は、実際の状況に応じて特定される」とする。

為や「直ちに」被害者を「懸命に」救命する行為—が求められたのではないかと思われる。その意味で、本件事案における、法の示す「直ちに」という行為規範は、救助と関係のない行為を許容しないものであったはずである。

以上のような本判例に対する評価に対し、東京高判平成29年は、(4)で述べたとおり、「内心の動揺・混乱」に言及した原審判断を前提に構築されたものである。本判例のように、飲酒運転の発覚防止を企図するような行為がなされた事案とは異なる。そして、東京高判平成29年においては、被告人の事故発生の認識が事故時点ではないため、求められる義務内容は限定せざるを得ない⁽⁵⁶⁾。この意味でも、本判例とは事案に差があるのである。

議論の重複をおそれず、本判例において、被告人に救急車を呼ぶ義務が導出されるかを確認したい。まず、被告人は事故発生後、早期に人身事故を発生させたことを認識している。そして、事故の程度の重大さは、本判例原審の量刑理由で述べられているように、フロントガラスの損傷状況と、被害者を衝突場所付近で発見できなかったことから、「生命に対する深刻な危険が迫っていることは十分認識できたはず」なのである。また、事故後周辺にいた人からの発言からも確認できたことと思われる。救護義務（と交通の危険の除去）において、被害者の探索は、最優先課題であったはずである。そして、被告人に対しては、通行人が救急車を呼ぶことを提案しているのであり、被告人にとって、119番通報するという義務の履行は、「期待可能性」の枠内で、現実的に選択が可能であったと考えられる。

4 補論・報告義務違反罪の問題

本稿は、以上述べてきた通り、救護義務の内容として、被害者を探索する義務、例えば、救急車を呼ぶ等の義務があると考えている。もっとも、その義務は、法72条1項後段の報告義務の方が直接的な議論となりうる。つま

(56) 松尾・前掲注18論文（判例評論724号）179-180頁。

り、本件では、被害者を発見できなかったのであるならば、「直ちに」警察に連絡する義務があり—その義務の中に、消防を呼ぶ義務があり—被告人はそれに反したのではないかということである。

本判例は、被告人が119通報しなかったことをもって、「救護義務違反罪」が認められることとなるわけではないことは明言する。救護義務というのは、あくまでも行為者が被害者を把握できてからのものであると考えているのであろう。だが、本判例は、実は、報告義務違反罪自体は直接的に否定していない。成立しない理由は、救護義務違反罪が成立することを条件として、はじめて報告義務違反罪が成立するからと説明しているのである。

しかし、救護義務違反罪と報告義務違反罪を連動して考えるのは誤解であるだろう。それは、3(3)で紹介した半谷と平野の議論が示すとおりである。確かに、平野は併合罪を説明するために、両罪を別個独立に、時間的にいわば並列的に並んでいるとしている。しかし、半谷は、こういった帰結は、罪数の議論とは関係がないと述べている。⁽⁵⁷⁾ また、現在でも、法72条1項後段は、単に、交通事故があったという前段の内容を受けただけであり、「当該車両等の運転者等は、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講ずると否にかかわらず…報告義務を負うこととなる」と説明されて⁽⁵⁸⁾ いるのである。

確かに、併合罪説を採用した最(大)判昭和38年は、最(大)判昭和51年により否定された。そして、最(大)判昭和38年は、救護義務を履行したとしても報告義務違反罪は成立しようとしていた。だが、最(大)判昭和51年は、(両義務を履行する意思のない)「ひき逃げ」においては、「一個の行為」にみえる⁽⁵⁹⁾ としているだけであり、旧判例を否定しているのはその限度であり、事案が異なる場合において、救護義務違反罪と報告義務違反罪が別個に成立する

(57) 半谷・前掲注10論文234頁。

(58) 宮崎・前掲注12書399-400頁。これは、一般的な理解である。例えば、道路交通法研究会編著・前掲注6書439頁。

(59) 高木典雄「道路交通法72条1項前段の義務違反の罪と同項後段の義務違反の罪との罪数関係」『最高裁判所判例解説刑事篇(昭和51年度)』(法曹会、1980年)272頁以下参照。

余地まで否定はしていない。

本判例において、報告義務違反罪自体は、公訴時効にかかっているため、ここでの議論は建設的なものとはいえないかもしれない。だが、仮に、被害者が発見できていないということから、救護義務が認められないとしても、被告人には、被害者を見つけ出せていない旨を「直ちに」警察に（そして消防に）報告する義務を肯定する余地は、理論上はあり得たということは指摘しておきたい。

5 おわりに

本稿の主張は、本判例原審の判断は支持されるべきであり、本判例の判断は批判されるべきであるというものである。法72条1項の法的性質論そして真正不作為犯における義務の性質から、本件のような重大な事故を引き起こした者には、客観的・主観的に可能な限りで、被害者の生命・身体の保護及び交通の危険の除去が求められる。被害者の生命への危険性が高い以上、そのような危険の消滅・減少行為が広範に求められるのであり、飲酒の事実を隠ぺいする行為は、その都度求められる義務に反するものである。

また、本件のような生命への危険性が高い場合においては、被害者への探索が救護義務の内容から求められ、そこには、消防への連絡も求められることとなる。そして、他の探索手段の確保という観点からは、警察のみならず消防への報告義務も求められるということとなる。

しかしながら、以上のような実体法の解釈の他に論じなければならないのが手続法的側面である。4で述べた通り、警察への報告義務の問題自体は、公訴時効の問題で裁判所は議論ができない。そのため、本件は、仮に救護義務違反罪が認められないとしても報告義務違反罪は認められるかという、法72条1項前段・後段の解釈上重要な議論が展開されなかった。言うまでもな

(60) 本判例評釈(注1)に対して頂いた意見である。

く、検察官には訴追に関する重大な過誤がある。

そもそも本件事案においては、事故発生後の警察の捜査方法や証拠収集方法に問題があったとされている⁽⁶⁰⁾。そして、過失運転致死罪を認めた長野地佐久支判平成27年は、量刑理由で、「道路交通法違反で起訴されていない酒気帯び運転、速度超過及び事故後の行動」というかたちで一重くするかたちで考慮してないと述べてはいるが一触れてしまっている。このことをとらえ、白取祐司は、「①過失運転致死と②救護義務違反・報告義務違反は、一連の1個の社会的行為（事象）であり、前者について実体判決が確定したら、後者の犯罪を蒸し返すことは二重の危険の法理から許されない⁽⁶¹⁾」と批判する。①と②は併合罪の関係にあるので、形式的には、個別に起訴することは可能であるだろう。当然、本判例原審も本判例も、検察官の起訴を批判はしていない。しかし、この白取の批判の実質的な意味に関しては、実務家・研究者にとって異論がないと思われる。また、本件において、被告人は、上記①②に加えて、③速度超過罪と不正改造罪についても起訴されている。不正改造罪の公訴事実は、正に、強引な印象を受けるであろう。

白取は、上述の批判に加えて、「本件〔救護義務違反・報告義務違反の〕公訴提起は異常なものであり、公訴権濫用(論)⁽⁶²⁾を認め得る事案であった」と述べる。形式的な意味については措くとして、実質的な意味に関しては、やはり、異論のないところであろう。

*謝 辞

門廣先生と大学の業務を多くご一緒させて頂く中で、先生が様々な人の意見を丁寧に聞き、そして、議論を適切にまとめ、そのうえで、物事を建設的に動かしていく姿を何度も目にした。各種会議での御発言は、正にリーガル・マインドそのものだったと記憶している。また、研究・教育に関して、しばしば、先生とお話させて頂き、その際、お教え頂くことが多く、私とし

(61) 白取・前掲注2論文71頁。①②の数字、そして次に挙げる③の数字は引用者による。

(62) 白取・前掲注2論文72頁。

ては、感謝にたえない。本稿の末筆にあたり、ご退職をお祝いすると共に、先生のご多幸をお祈りする次第である。

**追記

本稿を提出後、本判例に関しては、次のような動きがあった。本判例は、検察官による上告がなされていた。そして、2024年12月13日（金曜日）午後2時から2時30分まで、最高裁判所第2小法廷にて、検察官・弁護人双方の主張を聞く、弁論が開かれることとなった。筆者は、弁論を傍聴する機会を得ることができたので、その内容を簡略であるが紹介したい（①から⑤の数字は、紹介にあたっての便宜的な番号である）。

検察官は、本判例が、過去の最高裁判例と齟齬がある旨の主張をした。そこでは、3つの判例、すなわち、①最判昭和38年4月30日刑集17巻3号254頁、②最判昭和45年（本稿3〔2〕を参照）、そして③最判昭和50年2月10日刑集29巻2号35頁が、まず挙げられた。

①においては、自動3輪車の運転者である被告人が、前方不注視により、歩行者をはね、同人を用水路内に転落させたが、被告人だけでは救助が出来ず、近所の人たちに応援を求め、その人たちが直ちに来援した。その際に、その人たちが被告人に対し、被告人車で被害者宅に行き、衣服を持ってきたうえで、直ちに病院まで運ぶように依頼したにもかかわらず、被告人は事故の重大さに気づき、現場から逃走したという事案であり、このような場合には、被告人において救護義務は果たしていないと判断したものである。

②においては、主な論点は、被害者の負傷が軽微であっても、負傷者救護義務が生じるということである。だが、ここで重要なのは、普通貨物乗用車を運転していた被告人が、飲酒による注意力散漫により、自転車に乗っている被害者に衝突させ転倒させたが、被害者の許に赴いたものの、被害者の救護の措置を講ぜず、その後すぐに現場を立ち去った。そして、被告人車に同乗していた者が被害者を救護しようと「若干努力した」が、被告人が同乗者に救護措置を依頼・指示していなかったという場合には、被告人において救

護義務を果たしたとはいえないと判断したものである。

③においては、無免許で普通乗用自動車を運転中の被告人が、警察による、いわゆる検問を突破して逃走中に、不注意に、信号機が赤色信号を表示しているのを看過し、交差点に進入したところ、被害車両に衝突し、被害者を負傷させた。もっとも、検問を突破したことから、警察官が、事故発生後、間もなく現場に到着し、事故の発生を知り、負傷者の救護等の措置を行った。その際に、被告人は警察官からパトカーの中にいるように指示されたにもかかわらず、その直後、現場を立ち去ったという事案である。ここでは、警察官が措置を行ってはいるが、「右措置の迅速万全を期するためには、右運転者による救護、報告の必要性が直ちに失われるものではない」として、法72条1項前段、後段所定の義務を免れるものではないと判断したものである。

以上の3つの判例に対して、弁護人は、これらは全て、被告人が現場から立ち去った事案であるのに対し、本件は、被告人が現場にとどまって救護行為を行った事案であるとして、事案が異なる旨の反論をした。

そして、検察官は、④最判昭和42年（3〔2〕脚注10とその本文該当箇所を参照）を挙げた。つまり、法72条1項前段にいう「直ちに」は、「遅滞なく」・「すみやかに」というよりも「即時性が強い」のであり、救護等の措置以外の行為をすることは許されないとする主張である。それに対して、弁護人は、同判例は、原判決の結論を是認しただけであり、最高裁自体が、原判決による「直ちに」に関する判断まで是認したわけではないとする反論を行った。

次いで、検察官は、⑤東京高判平成29年（3〔4〕を参照）が、本判例の判断の基礎となっているのではないかとしたうえで、本件事案との差を主張したのに対し、弁護人は、⑤判例は、救護義務の履行に関して、一定の「猶予」を認めたものであり、その理は、本件事案にもあてはまるとする主張を行った。

最後に、弁護人は、本件については、被告人が既に過失運転致死罪で有罪

となっているところ（2〔4〕を参照）、過失運転致死罪と救護義務違反罪は、「牽連犯」の関係であるため、前者について既に有罪となっている以上、一事不再理効が働き、本件起訴は違法であり、公訴棄却されるべきであるとする主張を行った。

さて、以上のような最高裁での弁論の後、午後4時から、本件事案における被害者Aのご遺族の記者会見が、東京地裁・高裁2階の記者クラブにおいて開催された。筆者は、同様に、記者会見にも臨席することができたため、その内容も記しておきたい。

ご遺族の説明のうち、本稿との関係で重要だと思われるのが、事実関係である。まず、本件事案においては、事故後、被告人に対して救急車を呼ぶように、2人の通行人（共に女性であるとのことである）が呼び掛けているが、2人は、被告人の行動から現場から逃走するのではないかと考え「見張っていた」とのことであった。また、道路運送車両法違反に関してであるが、ご遺族の説明によれば、被告人がダンプカーを改造して乗っている旨の連絡を聞き、ビデオカメラで撮影し、検察官にその映像データを提出したとのことであった。被告人は、過失運転致死罪の公判において、反省していることを示すため、以後、車に乗らないと発言していた。しかし、このことが反故にされたため、ご遺族としては、反省していないと受け止めたと述べられていた。そして、ご遺族の説明としてもっとも重要だと思われたのが、事故発生後、救急車の到着まで27分かかっており、被告人が、もっと迅速に行動していれば、助かった命ではないかと述べられていたことであった。

なお、本件では、救護義務違反罪が、事故後かなり経ってから起訴されている。過失運転致死罪だけで、当初、起訴された理由についてもご遺族から発言があった。ご遺族としては、ひき逃げについても（つまり、救護義務違反罪についても）起訴してもらうように何度も要望をしていたが、検察官からは、「過失運転」に絞って「集中して」争いたいからと説明された旨言われていた。